春を狙う犯罪

皆さんのお家は、大丈夫ですか？

留守時には、次のような犯罪が、皆さんや、皆さんのお宅をねらっています。お互いに注意しあってこれらの犯罪を防ぐよう心しましょう。

◇空巣ねらい

(1)外出するときは、かぎをかけるか、目につきやすいところにかける。
(2)近所や隣りの人によく頼んで出かける。
(3)貴重品などのしまい場所はよく考えて

◇スリ

(1)混み合う場所でわざと押してきたりする者は、一応スリとにらんで警戒する。
(2)ポケットには、絶対に「財布」や貴重品を入れない。入れ場所は安全な場所へ分けて持つように。

◇ぐれん隊や、チンピラのおどしやたかり

(1)見ぬ知らぬ男に、話しかけられたり、いんねんをつけられたら、要領よくあしらうて相手にならないように。
(2)服装や態度に十分気をつけて相手につけいるスキを与えないように。特に女性の方は、ご用心。
(3)インチキな方法で人をだましたり、おどしたりする露店商人から、物を買わないように

◇若し被害にかかったら

なるべく早く警察へ届ける。とくに暴力の被害は、小さなことでも、絶対に泣き寝入りせずに届け出て下さい。

投票日は4月17日

県議会議員選挙

皆様方すでに御承知のように来る十七日には県議会議員選挙が行われます。

つきましてはこの選挙に関して二、三の事項を御知らせいたします。

◇選挙期日

(投票日) 四月十七日

◇選挙する議員数　一名

(於富士市)

◇不在者投票

選挙人が投票日の当日市外に於て職務又は業務に従事する予定である場合又は病気、姙娠等のため当日歩行が著しく困難等の場合は投票日の前日(四月十六日午後五時)迄に市選管に業務主又は医師の証明書(用紙は市選管にあります)を持参して本人が来れば不在投票ができます。

尚、指定病院(県選管で指定した病院)に入院中の方も院長に申出すれば不在者投票が出来ます。

◇県内の住所移転者の投票

(但し、新住所地の選挙人名簿に登載されていない者に限る)

1 他市町村より富士市へ住所を移された方(富士市の選挙人名簿に登載されていない者)

他市町村より富士市に住所を移された方で前住地(県内)の選挙人名簿に登載されている場合は富士市長発行の証明書(市民課で無料交付)を持参して投票当日前住地の投票所に行き投票することが出来ます。

2 富士市から他市町村に住所を移された方(富士市の選挙人名簿に登載されている者)

富士市から他市町村(県内)に住所を移された方で新住所地の選挙人名簿に登載されていない方は当日現住地の市町村長の発行する証明書を持参すれば当日投票所で投票が出来ます。

◉参考

他市長村に住所を移した方も不在投票が出来ますが、現住地の市町村長の証明書と業務主、医師等の証明書を必要とします。

◇代理投票

身体の故障又は文盲等で文字の書けない方は投票所で選挙人に代つて投票を記載する制度がありますので該当者は投票所へ申出て下さい。

◉備考

不在者投票、県内移動者の投票等の詳細は省略いたしますが御不明の点は遠慮なく市選管に御問合せ下さい。

市役所執務時間の変更について

四月一日から市役所の執務時間が次のとおり変更になりましたのでお知らせします。

◇始業・終業時間……午前八時から午後四時三十分まで
◇昼休み時間……正午から午後一時まで
◇土　曜　日……午前八時から正午まで

国保の出産手当二千円に値上げ

富士市国民健康保険の助産費(出産手当)が従来は千円でありましたが、四月一日から二千円になりましたのでお知らせします。

国民健康保険の届出

会社、工場への入社、退社のとき又は転入転出の場合は必ず市民課窓口へ届出て下さい。

老後のしあわせのために

国民年金保険料

(1・2・3月分)

4月30日までに市金庫へ納めましょう